



下水道排水設備工事

下水道工事(公共下水道・農業集落排水)の本管工事が完了し、
供用を開始した地域は、下水道のつなぎこみをしてください。



**つなぎこみ工事は、
指定工事店しか取り扱えません。
(下の表参照)**

下水道管には雨水を流さないで!
降雨時の処理場には、雨水の混入した汚水が大量に流れ込み、
処理場の機能を損なう事態が起こっています。

〈吉岡町下水道排水設備工事 指定工事店一覧表〉

所在地	工事店名	電話	所在地	工事店名	電話	所在地	工事店名	電話	
吉岡町	小倉	小林商会	0279-25-8972	渋川市	(株)今井工務店	0279-72-3801	高崎市	美山水道(有)	027-362-0682
		福島建築設備	0279-54-2324		三喜屋設備	0279-56-2129		宮野環境設備(株)	027-346-2468
	上野田	米沢設備	0279-26-7482		テクノ・ヒラカタ	0279-30-8037		(株)ベルテック	027-384-3818
		(有)富士エンジニアリング	0279-54-5855		(有)佐藤設備	0279-59-2452		(有)宮一設備	027-325-1817
		森喜建設(株)	0279-54-3236		樋口建設(株)	0279-20-2100		(株)相互建設工業	027-343-1995
		(株)原沢組	0279-54-2836		(有)梅田設備	0279-53-3328		山中工業(株)	027-364-3331
		(株)木之内設備	0279-54-6636		石坂商店	0279-53-3644		(株)植原設備工業	027-343-8282
	下野田	勝野建設(株)	0279-54-3551		新創建設(株)	0279-56-2115		エス・テー・テクノ(株)	027-370-6260
		(有)吉岡水道	0279-54-7567		(有)目崎設備	027-252-2752		(株)木村設備	027-362-5904
		中澤商事(株)	0279-54-2821		大場工業(株)	027-251-3686		関東日精(株)	0495-77-3850
		(株)小谷野商事	0279-54-3945		(有)植木工業	027-251-9752		(有)金井住設	027-373-1292
		(株)松藤	0279-54-3024		福島工業(株)	027-251-6672		工藤管工(株)	027-373-0003
		小林工事	0279-25-7719	(有)K I N G D O M	027-288-0090	(有)戸塚工業所		027-373-2752	
		高橋設備工業(有)	0279-54-4016	塩原建設(株)	027-231-5377	(株)松本工業		027-373-7019	
		ケービック	0279-55-1270	(有)栄光設備工業	027-232-5785	(株)コイケ		027-373-7576	
	北下	(株)大井組	0279-54-2676	(株)シモダ設備工業	027-261-0578	(株)栗原組		027-372-6112	
	大久保	坂東建設(有)	0279-54-3982	(有)三栄設備	027-224-4897	(株)カノウ設備		027-372-1638	
		(株)飯塚組	0279-54-2766	(株)ニーズ	027-226-5953	(株)塚田商会		027-373-1100	
(株)カナザワ		0279-55-0786	(有)渡辺沖次郎商店	027-234-8791	(株)ツカダ住設	027-350-3380			
榛東村	不二設備	0279-54-3023	宮路管工(株)	027-224-2362	相澤工業(株)	027-373-0062			
	漆原 栄和設備(株)	0279-54-4060	高野設備興業	027-232-4911	藤井水道工業	027-373-0563			
	ぐん・せい建商(株)	0279-54-5685	(株)カナメ	027-261-1520	福島電気	027-371-4436			
	細野水道設備	0279-54-7934	(株)小熊工業	027-261-1229	(有)塚越住設	027-371-5850			
	(株)榎本鉄工所	0279-54-3006	(株)ダイキョー	027-260-6555	フルヤ設備	027-371-4580			
	(株)タナカ設備工事	0279-54-2812	(有)大家設備	027-234-3888	(有)富沢設備	027-343-1622			
	清水水道	0279-54-5725	(株)高橋水道設備	027-264-0339	(株)清水工業所	027-374-1560			
	(有)小林水道工事店	0279-54-3045	(株)三国	027-267-0019	(有)内川水道設備	027-344-5490			
	(有)石井設備	0279-25-0445	(有)磯田興業	027-265-3309	(株)エイテック	027-386-9720			
	(有)岡崎設備	0279-23-9032	横田設備	027-269-5003	アキモト設備	027-343-2059			
	(有)竹井設備	0279-24-2872	(株)エムテック	027-221-1120	サンエツ設備	027-387-7732			
	瑞穂建設(株)	0279-23-0886	(有)石澤設備	027-288-4793	(株)アイダ設計	050-3173-2439			
(有)三原冷熱サービス	0279-22-0430	大協ハウス(株)	027-288-4004	(株)N'sブレーン	027-340-1161				
ワイズテック(株)	0279-51-8290	誠興設備工業(株)	027-288-9270	伊勢崎市	関口設備工業	0270-76-3801			
相川興業	0279-23-4680	(有)空衛アシスト	027-283-8595	(株)後藤設備	0270-50-7581				
(有)北毛空調サービス	0279-23-7982	(株)日江企画	027-289-4805	沼田市	津久井設備	0278-24-9938			
協同工業	0279-22-1359	林設備	027-285-4070	(有)ミヤタ総合設備	0278-23-1040				
加藤土建(株)	0279-22-2151	下田農機具店	027-288-2070	(株)小川設備	0278-23-0507				
石原工業(株)	0279-24-7111	東栄電工(株)	027-362-5836	高橋設備工業	0278-22-4548				
(株)小野組	0279-23-2823	(株)富士設備	027-363-1125	藤岡市	戸沢水道設備	0274-42-2093			
今井鉄工(株)	027-232-1977	ヨシダ設備興業(株)	027-361-1030	(株)藤岡管設(株)	0274-22-4050				
(株)大久保組	0279-23-3852	(株)アリマ設備工業	027-361-8231	富岡市	松井興業(株)	0274-67-1112			
群馬水道サービス	0279-24-5230	角田土建工業(株)	027-343-2064	安中市	(有)アベックス	027-380-2235			
片貝設備	0279-23-4179	(株)アクア	027-353-1012	甘楽町	吉田設備	0274-74-3478			
(有)狩野工業	0279-23-9412	高崎施設工業(株)	027-322-2198	井沢電機	0274-74-9543				
芙蓉建設(株)	0279-23-5018	(株)須田ホームサービス	027-373-4156	嬬恋村	(株)坂井住設	0279-84-3201			
石田設備	0279-52-2817	(株)貝沢設備工業	027-362-3723	昭和村	(有)吉澤工業	0278-22-1493			
北澤設備	0279-52-4598	つちや設備	027-362-1052	玉村町	(株)大和家住宅機器	0270-65-2753			
(有)マサオ設備工業	0279-52-3179	(有)ケイ・アイ・エヌ	027-329-7711	(有)渡辺興業	0270-65-4445				
日幸工業(株)	0279-52-3854	(株)フェニックス	027-322-1000	五常工業(株)	0270-64-5111				
(有)新和設備	0279-72-4761	荻原設備(株)	027-322-2281						

平成28年8月1日現在

個人住民税の給与からの 特別徴収実施の徹底

群馬県内全市町村では、平成29年度から、個人住民税の給与からの特別徴収実施を徹底します。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

個人住民税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、事業主(給与支払者)が、従業員(給与所得者)に毎月支払う給与から個人住民税を特別徴収(引き去り)し、従業員に代わって市町村に納付する制度です。

特別徴収義務者となる 給与支払者(事業主)

地方税法321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収する義務があります。

これまで、特別徴収を行っていなかった事業主についても、平成29年度から、特別徴収義務者として指定します。

特別徴収の対象となる 給与所得者(従業員)

原則として、アルバイトやパートなどを含む全ての従業員から特別徴収する必要があるが、特別徴収するかどうかを給与所得者の意思で選択することはできません。

ただし、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書」を提出し、当該理由書に記載されている理由に該当する場合、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

▼問合せ先

財務課 税務室

☎ 26・2237(直通)

群馬県総務部市町村課

☎ 027・2226・2228

群馬県総務部税務課

☎ 027・2226・2196



お知らせします

農業委員会制度改正

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により農業委員会制度が変わりました。主な変更点は2つです。

【1】農業委員の選出方法が選挙制と選任制(議会推薦・団体推薦)から町長の任命制に変更
任命にあたっては、次のことが求められます。

- ① 農業委員の過半数を原則として認定農業者とする。
- ② 農業者以外の者で中立的な立場で公正な判断をすることが出来る者を一人以上入れる。
- ③ 女性・青年を積極的に登用する。

【2】農地利用最適化推進委員が新設

町では、今回の制度改正を広く知っていただくために地区ごとに説明会を予定しています。詳細は回覧板をご覧ください。なお、委員定数や候補者の推薦受付期間は今後改めてお知らせします。

▼問合せ先

農業委員会事務局

☎ 26・2280(直通)

